

## 呉市バリアフリー基本計画（素案）に対する意見募集等の結果について

### 1 意見募集の結果

呉市バリアフリー基本計画（以下「本計画」といいます。）の作成に当たり、令和4年9月12日（月）から同年10月11日（火）までの30日間、本計画（素案）に関する意見募集を行ったところ、10件（7名）の意見が提出されました。提出された意見に対する市の考え方は次のとおりで、提出された意見を踏まえ、5か所の修正を行いました。

提出された意見の要旨	市の考え方
<b>第3章 呉市バリアフリー促進方針【1. 3 呉市全体におけるバリアフリー化の整備の方針（ハード整備）】</b>	
<p>(1) JR天応駅は東側にしか改札が無く、国道31号まで出るには踏切を経由することになり、遮断棒が降りた状態での線路横断を目撃するなど、非常に危険を感じる。安全確保の面からも駅西側からの利用も可能にしてもらいたい。</p>	<p>駅等の旅客施設へのアクセス性の向上は、公共交通による移動のしやすさや、歩行者の安全性の確保にも繋がります。</p> <p>当該駅と国道31号を結ぶ移動経路については、駅の改築の際に関係機関と連携し、検討してまいります。</p> <p>なお、このような移動環境の向上に向けた整備は、バリアフリーの観点からも必要であると考えられるため、御意見を踏まえた修正を行います。</p> <p><b>【修正事項】</b></p> <p>34ページ ア 旅客施設</p> <p>(修正前) 旅客施設の新設又は改築に当たっては、公共交通移動等円滑化基準に従い、誰もが利用しやすい施設を整備します。</p> <p>(修正後) 旅客施設の新設又は改築に当たっては、公共交通移動等円滑化基準に従うとともに、移動環境の向上も含め、誰もが利用しやすい施設を整備します。</p>

提出された意見の要旨	市の考え方
<p>第3章 呉市バリアフリー促進方針【1. 3 呉市全体におけるバリアフリー化の整備の方針（ハード整備）】</p> <p>(2) 公共交通における車両の方針として、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の福祉車両の導入について記載されているが、ICTが進展し、電気自動車や自動運転など様々な技術が開発されている中、今後導入が見込まれる取組も計画に記載すべきと考える。</p>	<p>ICTが進展し、交通分野では自動運転等の社会実装が行われているところであり、次世代モビリティを活用した移動手段はバリアフリーの観点からも必要であると考えられるため、御意見を踏まえた修正を行います。</p> <p>【修正事項】</p> <p>34ページ イ 車両等</p> <p>(修正前) 高齢者、障害者等、誰もが移動しやすい環境を整備するために、乗降負担の少ないノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の福祉車両の導入を推進します。</p> <p>(修正後) 高齢者、障害者等、誰もが移動しやすい環境を整備するために、乗降負担の少ないノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の福祉車両の導入を<u>推進するとともに、次世代モビリティや新技術の動向を注視し、その活用を推進します。</u></p>
<p>(3) 国道185号の休山トンネル東口交差点から広大橋東詰交差点付近の歩道が狭く、通りにくい箇所があるので、無電柱化の実施を検討すべきである。</p>	<p>誰もが移動しやすい環境整備に向け、限られた道路空間の中で快適な歩行空間の確保を行う必要があると考えます。</p> <p>これまでも当該区間においては広大橋の歩道拡幅を始め、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、移動しやすい歩行空間の確保に向け、各種事業を実施しており、御意見の区間は無電柱化を進める計画区間にもなっています。</p> <p>今後も引き続き、歩行空間の確保に取り組んでまいります。</p> <p>(35ページ)</p>

提出された意見の要旨	市の考え方
<p>第3章 呉市バリアフリー促進方針【1. 3 呉市全体におけるバリアフリー化の整備の方針（ハード整備）】</p>	
<p>(4) 交通量の多い国道で、横断歩道を通行せず、道路を横断する人が多く危険である。</p> <p>先小倉交差点や休山トンネル西口交差点等においては、休山トンネル東側や上二河町にあるような立体地下歩道を設置すべきではないか。</p>	<p>道路の横断は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」によると、バリアフリーの観点からは上下方向の移動が伴わない路上の横断施設が望ましいとされています。</p> <p>しかしながら、立体横断施設の設置は、歩行者の安全確保や、渋滞対策の面から有効な手段であり、交通量や沿道住民、利用者の意見等を踏まえ、歩行者保護も含めた誰もが移動しやすい環境整備に向け、総合的に検討してまいります。(35ページ)</p>
<p>(5) 中央地区のレンガ舗装の歩道の一部に老朽化による段差等があり、高齢者等の交通弱者の方々の歩行や、自転車通行に支障が生じていると感じる。改めて点検を行い、必要に応じて順次改修すべきと考える。</p>	<p>歩道の維持管理は、安心・安全に移動できる環境づくりとして、バリアフリーの観点から非常に重要なことであると考えます。</p> <p>これまでも日常点検や、市民の方々からの情報提供等に応じて維持補修を行っているところです。</p> <p>今後も迅速な対応に努め、引き続き、維持管理に努めてまいります。(35ページ)</p>

提出された意見の要旨	市の考え方
<p>第3章 呉市バリアフリー促進方針【1. 3 呉市全体におけるバリアフリー化の整備の方針（ハード整備）】 【1. 5 心のバリアフリーの取組（ソフト対策）】</p>	
<p>(6) 多くの人が通行する歩道では、高齢者や障害者の方々が通行するに当たり、自転車と歩行者が交錯して、危険な場所も多い。このような状況を回避するために自転車と歩行者は分離すべきではないか。</p>	<p>誰もが移動しやすい環境整備に向け、限られた道路空間の中で歩行者の安全性を高めるために、カラー舗装や路面表示等により歩行空間の確保を推進していくこととしています。(35ページ)</p> <p>自転車の通行については、運転マナーによる部分も多いことから、「心のバリアフリー」の「マナーの向上」において、御意見を踏まえた修正を行います。</p> <p>【修正事項】 48ページ (ク) マナーの向上 (修正前) 放置自転車等は歩行空間を阻害し、高齢者や障害者等が安心して歩行するための妨げとなります。呉市内の一部のJR駅周辺(呉駅・広駅等)は放置自転車規制区域となっており、放置自転車等の撤去活動を行います。 (修正後) 放置自転車や自転車の危険運転は高齢者や障害者等が安心して歩行するための妨げとなります。呉市内の一部のJR駅周辺(呉駅・広駅等)は放置自転車規制区域となっており、放置自転車等の撤去活動を行うとともに、<u>自転車運転のマナー向上に向けた取組</u>を行います。</p>
<p>第3章 呉市バリアフリー促進方針【1. 5 心のバリアフリーの取組（ソフト対策）】</p>	
<p>(7) 道路や建築物のバリアフリー化に関する事項のみでなく、「心のバリアフリー」について大きく取り上げていることがよいことだと考える。</p> <p>ハード整備はお金が掛かることが多く、進捗が思わしくないことも多いが、「心のバリアフリー」については、一人ひとりの意識付けを行うだけでも効果があると思うので、このような施策を強く進めてもらいたい。</p>	<p>これまでも従前の基本構想に基づき、「心のバリアフリー」の取組を行っており、引き続き、市民一人ひとりが高齢者や障害者等の特性を理解し、支え合う「心のバリアフリー」を体現するための活動に取り組んでまいります。(42ページ)</p>

提出された意見の要旨	市の考え方
第3章 呉市バリアフリー促進方針【2. 2 各移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の促進に関する取組方針】	
第4章 呉市バリアフリー基本構想【2 各重点整備地区の基本構想】	
<p>(8) JR呉駅・呉港周辺地区で生活関連施設として「大和ミュージアム」が記載してあるが、同様な施設である「海上自衛隊呉史料館（てつのくじら館）」が記載されていない。</p>	<p>「海上自衛隊呉史料館（てつのくじら館）」は教育・文化施設に該当するため、御意見を踏まえた修正を行います。</p> <p><b>【修正事項】</b>  56ページ、82ページ JR呉駅・呉港周辺地区  （修正後）新たに「海上自衛隊呉史料館（てつのくじら館）」を生活関連施設として位置付け  53ページ 表8 促進地区一覧  （修正前）JR呉駅・呉港周辺地区の生活関連施設数 <u>20</u>  （修正後）JR呉駅・呉港周辺地区の生活関連施設数 <u>21</u></p>
第4章 呉市バリアフリー基本構想【2 各重点整備地区の基本構想】	
<p>(9) 83ページから実施すべき事業が示されており、実施時期が短期と長期になっているが、長期の事業は決定なのか。場合によっては、早期に事業を開始できる場合もあるのではないか。</p>	<p>実施時期は現時点での予定を記載しておりますが、引き続き各事業者と協議を行い、可能な限り早期の実施に努めてまいります。</p> <p>また、事業の実施時期については、変更の可能性もあることから、御意見を踏まえた修正を行います。</p> <p><b>【修正事項】</b>  83ページ (2) 実施すべき事業  （修正後）※1に次の記載を追加  <u>実施時期は事業進捗等により変更の可能性がります。</u></p>
第4章 呉市バリアフリー基本構想【3 特定事業計画の作成】	
<p>(10) 計画書に記載されている内容はすばらしいと考えるが、実施が伴っていくのか不安である。特にハード面はお金の掛かることであり、中々進まないこともあると考えるが、この計画が予定どおり進むことを希望する。</p>	<p>バリアフリー法により、各事業者における特定事業計画の作成や、これに基づいた事業実施が義務付けられており、本計画作成後は特定事業計画に基づく事業の進捗状況等について各事業者と情報を共有しながら、計画的なバリアフリー化の実現に努めてまいります。（91ページ）</p>

## 2 呉市議会（産業建設委員会）での意見

令和4年8月25日（木）開会の産業建設委員会で頂いた意見を踏まえ、3か所の修正を行いました。

頂いた意見の要旨	市の考え方
<p>第3章 呉市バリアフリー促進方針【1. 3 呉市全体におけるバリアフリー化の整備の方針（ハード整備）】</p>	
<p>(1) バス、JR、タクシー等の各公共交通機関を乗り継ぐ際、乗降場所が遠い場合には、高齢者や障害者の方々は不便さを感じているのではないか。このような各公共交通機関の乗り継ぎについても計画に記載する必要があると考える。</p>	<p>公共交通間における移動しやすい環境の整備はバリアフリーの観点からも必要であると考えられるため、御意見を踏まえた修正を行います。</p> <p>【修正事項】 34ページ (修正前)ユニバーサルデザインの考えを踏まえ、高齢者や障害者等の移動等に配慮した施設整備を推進します。 (修正後)ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者や障害者の移動等に配慮した施設整備や、公共交通間の接続改善を推進します。</p>
<p>(2) 基本理念の「誰もが、安全に、安心して、出かけることができ、健やかに暮らし続けることができるまち「くれ」」を目指す上で、バス停のベンチは、高齢者等の方々の安全面や体力面で必要であると考え</p>	<p>公共交通における待合環境の整備はバリアフリーの観点からも必要であると考えられるため、御意見を踏まえた修正を行います。</p> <p>【修正事項】 34ページ イ 車両等 (修正前)また、乗降場所であるバス停や歩道の段差解消についても推進します。 (修正後)また、乗降場所であるバス停の待合環境の整備や、歩道の段差解消についても推進します。</p>

頂いた意見の要旨	市の考え方
<p>第3章 呉市バリアフリー促進方針【1. 4 バリアフリー化に関する情報提供（ソフト対策）】</p> <p>(3) 資料中にピクトグラムとあるが，説明書きがあれば分かりやすい。</p>	<p>御意見を踏まえた修正を行います。</p> <p>【修正事項】</p> <p>40ページ ア バリアフリーマップの作成・活用</p> <p>(修正後) 次の注釈を追加</p> <p>※1：ピクトグラム：不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設，観光施設等において，文字・言語によらず対象物，概念又は状態に関する情報を提供する図形</p>

### 3 その他の意見

庁内の意見を踏まえ、3か所の修正を行いました。

庁内の意見の要旨	修正内容								
第3章 呉市バリアフリー促進方針【1. 5 心のバリアフリーの取組（ソフト対策）】									
第4章 呉市バリアフリー基本構想【2 各重点整備地区の基本構想】									
<p>(1) 公共交通事業者による教育啓発特定事業が記載されているが、バス事業者として「さんようバス(株)」の記載がされていない。</p>	<p>意見を踏まえた修正を行います。</p> <p>【修正事項】 49, 84, 87, 90ページ 教育啓発特定事業 (修正前)</p> <table border="1" data-bbox="1258 676 1995 847"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>実施事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株)</td> <td>○社員のバリアフリーに対する教育訓練</td> </tr> </tbody> </table> <p>(修正後)</p> <table border="1" data-bbox="1258 890 1995 1090"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>実施事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株) さんようバス(株)</td> <td>○社員のバリアフリーに対する教育訓練</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	実施事業	西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株)	○社員のバリアフリーに対する教育訓練	事業者	実施事業	西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株) さんようバス(株)	○社員のバリアフリーに対する教育訓練
事業者	実施事業								
西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株)	○社員のバリアフリーに対する教育訓練								
事業者	実施事業								
西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株) さんようバス(株)	○社員のバリアフリーに対する教育訓練								
第3章 呉市バリアフリー促進方針【2. 2 各移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の促進に関する取組方針】									
<p>(2) 昭和市民センター周辺地区で「(1) 地区の特性」として、主要地方道呉平谷線と呉環状線の交点に当たりと記載してあるが、図では交差点部分は区域となっていない。</p>	<p>意見を踏まえた修正を行います。</p> <p>【修正事項】 71ページ (1) 地区の特性 (修正前) 主要地方道呉平谷線と呉環状線の交点に<u>当たり</u> (修正後) 主要地方道呉平谷線と呉環状線の交点<u>付近</u>であり</p>								

庁内の意見の要旨	修正内容																				
<p>第4章 呉市バリアフリー基本構想【2 各重点整備地区の基本構想】</p> <p>(3) これまでも介護マークの配布や認知症サポーターの養成，認知症サポーターカードの配布に取り組んでおり，教育啓発特定事業に合致することから追加をすべき。</p>	<p>意見を踏まえた修正を行います。</p> <p>【修正事項】 84，87，90ページ 教育啓発特定事業 (修正前)</p> <table border="1" data-bbox="1182 440 2107 655"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者</th> <th rowspan="2">実施事業</th> <th colspan="2">実施時期</th> </tr> <tr> <th>短期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員による出前講座やセミナーの開催</li> <li>○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知</li> <li>○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布</li> <li>○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣</li> </ul> </td> <td colspan="2" style="text-align: center;">継続</td> </tr> </tbody> </table> <p>(修正後)</p> <table border="1" data-bbox="1182 732 2107 975"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者</th> <th rowspan="2">実施事業</th> <th colspan="2">実施時期</th> </tr> <tr> <th>短期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員による出前講座やセミナーの開催</li> <li>○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知</li> <li>○ヘルプマーク・ヘルプカード・介護マークの配布</li> <li>○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣</li> <li>○認知症サポーターの養成及び認知症サポーターカードの配布</li> </ul> </td> <td colspan="2" style="text-align: center;">継続</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	実施事業	実施時期		短期	長期	呉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員による出前講座やセミナーの開催</li> <li>○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知</li> <li>○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布</li> <li>○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣</li> </ul>	継続		事業者	実施事業	実施時期		短期	長期	呉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員による出前講座やセミナーの開催</li> <li>○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知</li> <li>○ヘルプマーク・ヘルプカード・介護マークの配布</li> <li>○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣</li> <li>○認知症サポーターの養成及び認知症サポーターカードの配布</li> </ul>	継続	
事業者	実施事業			実施時期																	
		短期	長期																		
呉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員による出前講座やセミナーの開催</li> <li>○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知</li> <li>○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布</li> <li>○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣</li> </ul>	継続																			
事業者	実施事業	実施時期																			
		短期	長期																		
呉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員による出前講座やセミナーの開催</li> <li>○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知</li> <li>○ヘルプマーク・ヘルプカード・介護マークの配布</li> <li>○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣</li> <li>○認知症サポーターの養成及び認知症サポーターカードの配布</li> </ul>	継続																			